

堺市立大仙小学校いじめ防止基本方針

1. いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなりうるもの」であるとの考え方を基本に、「いじめは未然防止・早期発見・早期対応が重要」との姿勢のもと、学校、家庭や地域、関係機関等との連携を図り、取り組む。

- ① 大仙小学校に在籍する子どもたちの、日常の安全・安心を確保する。
- ② いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対許さない」学校をつくる。
- ③ 被害を受けた子どもの立場に立ち、支援を行い、心身を守る。
- ④ 加害者である子どもに対しては、毅然とした対応と子どもに寄り添った粘り強い指導を行う。
- ⑤ 子どもの保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2. いじめの未然防止について

子どもたち一人ひとりが人権感覚を身につけるために、人権尊重の精神を基盤とした学校づくりに取り組み、あらゆる教育活動を通して、人権教育を推進する。

- ① 子どもが安心して「学び合い」「聴き合える」学級風土を醸成する。
- ② 道徳や特別活動等とおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ③ 学校生活を送る中で、子どもが困ったときに「SOS」のサインを出しやすい環境をつくる。
- ④ 日常的に、子どもの特性に応じた適切な支援を行う。
- ⑤ 教職員は、いじめを隠したり、軽視したりすることなく組織的に対応する。
- ⑥ 子どもを中心に据えた保護者との連携を図る。また、子どもや保護者が教職員に相談しやすい学校づくりをおこなう。
- ⑦ 地域や関係機関と情報交換を行い連携を図る。
- ⑧ 多様な専門家と協力する。
- ⑨ 子ども一人ひとりを大切にした授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- ⑩ ストレスマネジメント教育を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、ストレスにうまく対応できる学習をおこなうことができるようにする。

3. いじめの早期発見について

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が実態把握に努めなくてはならない。たとえ、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため子どもが感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。

- ① いじめ対応チェックリストを活用する。生徒指導提要(改訂版)に則る。
- ② 定期的に学校生活のアンケートをする。

(5月、10月、1月の計3回のアンケートと生活ふりかえり表で点検を行う。)保護者と情報を共有する。

- ③ 地域と日常的に連携する。
- ④ 教育委員会 生徒指導課と連携する。

4. いじめに対する措置について

学校がいじめを発見・認知した場合、直ちに被害を受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、加害者とされる子どもや周囲の子どもたちに対して事情を確認した上で、適切に指導する。

- ① 被害を受けた子どもや保護者の立場で、詳細な事実確認を行う。
- ② 学校全体で組織的に対応する。
- ③ 学校は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- ④ 加害者である子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させる。
- ⑤ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- ⑥ 被害を受けた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

【いじめ解消について】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消したと認識せず、少なくとも次の 2 つの要件を継続的に確認する。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも 3 ヶ月間継続していること。

(イ) 被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

被害を受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害を受けた子ども本人及びその保護者に対し、面談等により確認すること。

5. いじめ防止等の対策のための組織

「生徒指導委員会」において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- ① いじめを発見・通報を受けた教職員は「学校いじめ防止等対策委員会」と直ちに情報を共有する。
- * 校長・教頭・主幹・生徒指導主担・関係者を構成員とし、「学校いじめ防止等対策委員会」を設置する。
- ② 当該組織が中心となり、速やかに関係する子どもたちから事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ③ 教頭は、いじめの問題等に関する指導記録を保存する。
- ④ 教育委員会 生徒指導課と連携する。
- ⑤ 必要に応じて、外部専門家等が参加しながら対応する。また、いじめ問題への対応として、校内研修を実施する。

6. 重大事態への対処について

子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、速やかに報告・調査

等にあたる。事案発生の折から、教育委員会生徒指導課に報告をおこない、初期対応に間違い が起こらないように対応を考える。

重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として、事実確認後、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。 ※文部科学省「学校用 重大事態対応フロー図」

7. ネット上のトラブル対応について

- ① 4年生を対象にネットいじめプログラムを開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。
- ② 保護者においてもネット上のトラブルの未然防止についての理解を求める。
- ③ ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ④ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ⑤ 必要に応じて教育委員会に連絡する。
- ⑥ 子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに堺警察署に通報し、適切な援助を求める。

＜子どものための相談窓口＞

子ども電話教育相談 こころホーン(24時間対応)

072-270-5561

ソフィア教育相談(対象は小中学校児童生徒)

072-270-8121(火～土 午前9時～午後5時30分)

ふれあい教育相談(対象は小中学校児童生徒)

072-245-2527(火～土 午前9時～午後5時30分)

学校教育部生徒指導課

072-228-7436(月～金 午前9時～午後5時30分)

堺市では、「人権相談ダイヤル」（専用回線）を開設し、さまざまな人権に関する相談を受け付けています。

このダイヤルでは、LGBTなど性的マイノリティ（少数者）のご本人に加え、家族や友人など周りの方からの相談も受け付けます。相談は無料です。



人権相談ダイヤル 072-228-7364

相談時間 月～金曜日（祝休日、年末年始を除く）
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
（受付終了午後4時30分）（おおむね1回30分）
※面接相談有。上記ダイヤルで要予約。

